

監査結果に係る措置通知書

建設局	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>(1) 不適切な契約事務について</p> <p>契約の締結に当たっては、仙台市契約規則（昭和 39 年仙台市規則第 47 号）、契約事務の取扱いに関する要綱（平成元年 3 月 31 日市長決裁）及び仙台市契約業者指名基準（平成元年 8 月 3 日市長決裁）に基づき、実際に履行可能な業者を選定し、適正に契約事務を行う必要がある。</p> <p>ところが、下水道北管理センターにおいては、「産業廃棄物収集運搬処理業務委託」について、本件で必要となる処分業許可を持たない業者から見積りを徴取し契約していた。</p> <p>契約の締結に当たっては、関係法令等に則り、適正に処理する必要がある。</p>	<p>再発防止を目的として、契約の締結にあたり履行可能な業者を選定しているかについてチェックシートを作成し、契約の際にはそれを用いて確認を徹底するよう所内研修を実施した。</p> <p>併せて、局内においても周知を行った。</p> <p>所内研修実施日 令和 5 年 11 月 9 日 局内通知日 令和 6 年 2 月 16 日</p>